「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」 実施結果概要 テーマ: 原子力の平和利用の担保に係る施策の評価について

1. 日時・場所

(日時) 平成18年11月17日(金) 13:30~17:10

(場所) 新潟県新潟市 朱鷺メッセ3階 中会議室301

2. 出席者

(部会構成員)近藤部会長、浅田(浄)委員、木元委員、齋藤委員、田中委員、 前田委員、町委員、内藤核物質管理センター専務理事

(有識者) 笠原にいがた女性会議代表、小町新潟日報社論説委員兼編集委員、 伴原子力資料情報室共同代表

(事務局) 黒木参事官

(会場に参加された方) 一般参加者158名 [うち、ご意見を発表された方は15名]

3. 実施結果

近藤部会長から開催趣旨を説明後、第1部では、①事務局から施策について説明し、 ②有識者(3名)からご意見の発表を頂き、③有識者及び部会構成員による議論を行った。また、第2部では会場に参加された方々(15名)からご意見を頂いた。

(1) 第1部の有識者及び第2部の会場に参加された方々からのご意見並びにそれに対する部会委員等からのコメント

【1. 原子力平和利用の原則の維持及び国際的な枠組みへの積極的な参加に関して】

- ① 原子力の平和利用の担保なくして、我が国原子力利用について国際的理解が得られないのではないか。
- ② 事業者の事業が平和目的に限定されることに関し、国内法に基づいて行われる審査が十分ではないのでないか。今後の審査では、国がより細かいところまで確認し、審査の過程を公開してほしい。

→(この意見に対するコメント)

平和目的に係る事業申請の審査については原子力委員会としても重要と考えている。法律における判断基準は「平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」と 規定されているが、審査過程の公開などについては工夫をしたい。

③ 今般の政治家等による核武装議論に対しては、我が国の原子力利用の基本方針である原子力基本法や非核三原則の一端が崩れようとしているのではないかと、危機感を持っている。政治的な方策や法律が変われば、原子力の平和利用に係る関係者の努力は台無しになってしまう。

→(この意見に対するコメント)

エネルギー資源が少ないことや核兵器不拡散条約(NPT)への加盟及びそれに 違反した場合の国際的制裁等、我が国の状況を考えれば、核武装するという選択は 採り得ないのではないか。

- ④ 我が国は情報公開が徹底されている民主国家であり、秘密裏に核兵器開発を行うことは不可能と考えられることにかんがみても、プルトニウムが抽出され、蓄積されることをもってそのまま核兵器開発の議論に結びつけることはおかしいのではないか。原子力の平和利用というテーマの中で、核武装の話が出てくるのは飛躍しすぎるのではないか。一人一人が、自分で納得がいくまで、関連施設の見学や関係者との対話を進めるべきである。
- ⑤ 二国間協定の内容や、我が国の原子力技術の他国での核兵器開発への転用防止など、原子力に関して国際協力や国際展開を行う際の、平和利用の担保についても、十分に議論をすべきではないか。

→(この意見に対するコメント)

本件については、今後、原子力政策大綱の「国際的取組の推進」における領域で検討する。

- ⑥ 原子力発電所のウラン燃料を製作する過程で発生した劣化ウランについて、劣化ウラン弾のような兵器への転用可能性が否定できない限り、原子力の平和利用はあり得ないのではないか。
- ⑦ 原子力関連施設の警備の強化についても検討すべきではないか。

→(この意見に対するコメント)

本件については、原子力政策大綱の「安全確保」における領域で、国はIAEAの最新のガイドラインを踏まえて、的確な対応に努めているか、国や事業者が有事対策について適切な対応をしているか等について検討を行い、国及び事業者は、原子力政策大綱に示された基本的考え方を踏まえて、核物質防護対策に関する取組の整備・充実を図ってきていると判断した。

【2. 国内での意識共有に関して】

- ① 日本は唯一の被爆国として、世界の中で最も核兵器廃絶と平和を願っている国であり、国民にとっては、原子力利用を平和目的に限定することは一般常識ではないかと考える。しかし、平和利用担保に関する枠組みや我が国が I A E A の保障措置を着実に受け入れていること、国際社会における我が国の評価などについては、関係者や専門家以外で知っている人は非常に少ないのではないか。平和利用が今後も明確に進められるためには、国民全体の一般認識として、平和利用を理解することが必要である。ホームページやシンポジウム以外にも、様々な方法でより多くの国民に対する広報活動を進めてほしい。
- ② これまでの業界的な用語から、一般国民が理解しやすい日常用語への脱皮を急ぐべ

きである。原子力委員会は、そのような言葉を用いて、平和利用も含めて政策を分かりやすく説明する努力を求められているのではないか。原子力の専門用語をそのまま今回のような会に持ち込まれても、一般国民は議論に参加することをためらってしまうので、注意してほしい。

→(この意見に対するコメント)

関係者として、正確な情報が届いていると認識していたのか、業界用語を使いすぎていないか、専門用語を使っている中で相手もその用語を知っているという思い込みで済ませていないかを反省した。平和利用の分野では、既に法律用語に規定されている、あるいは翻訳語からきているために適当な日本語がなく、分かりやすく情報提供することが難しい場合があるが、原子力に関わる施策が国民の納得や理解なしには進めない状況下においては、施策を策定する側は説明責任を果たすべく、時間をかけて国民へ説明するための作業を行わなければならない。正確な情報の下で、お互いに考え合い、恒常的に話し合う場を作るべきである。また、素朴な疑問を出しやすい窓口の設置や、今回のような会の開催も重要である。

③ 身近に原子力発電所が無い地域の住民の、原子力の平和利用に対する認識や関心度についてどのように考えているか。

→(この意見に対するコメント)

電力消費地においても関心を持ってもらうよう努力していくことが必要である。 また、産地と消費地との交流事業が実施されており、有効な方法と考えている。

④ 原子力の平和利用について学校教育の現状と今後の見通しはあるのか。

→(この意見に対するコメント)

原子力の平和利用に限定した教育では不十分ではないか。原子力全般の教育の充実については、原子力委員会の定例会、経済産業省の原子力部会等でも検討され、原子力全般の教育問題については、学校教育において、教科書等を通じて事実を正確に示し、それを基に議論ができるような環境を整備すべきとの議論があった。また、家庭においても様々な話し合いが可能な環境を作るべきとの議論もある。

⑤ 原子力発電所内でのトラブルは、電力会社と協力企業あるいは企業間同士の接点になるつなぎ目が非常に悪いときに起きているケースが多いのではないか。平和利用の認識あるいは倫理についても、協力企業まで浸透しているかどうか検証し、徹底すべきではないか。

→(この意見に対するコメント)

現在、事業者や関係会社等において適切な理解の上に実務が遂行されていると理解しているが、従事者全員が核不拡散に関し組織文化を醸成すべきであるとの指摘は重要であり、国民への説明責任の観点からも、現場での実態等について把握し、相互理解を図っていく必要がある。

⑥ 原子力委員会の存在自体があまり知られていないのではないか。顔の見える委員会 であることが必要であり、その上で原子力委員会が平和利用に対してどう取り組む か、姿を見せるべきである。「平和利用の番人」として時宜にあった的確な発言を することが必要である。

→(この意見に対するコメント)

原子力委員会を始めとして、関係者は、原子力に関する情報提供に努めているものの、それが不十分なのではないかという印象を持った。今後も積極的に行わなければならない。

⑦ 原子力委員会における施策の議論のための部会等の運営に当たっては、賛成・反対・中立と様々な立場の委員で構成し、国民全体の意見が等しく反映されるような形式を採るべきではないか。

→(この意見に対するコメント)

原子力委員会は、そうした部会においては委員の数の多寡ではなく、議場に、国 民が持つ様々な観点の議論が提出され、それを踏まえて議論がなされ、結論が導出 されるという過程を重視して運営している。

- **⑧** 北朝鮮の核実験の後、日本の国内において核武装をするべきだと言った人がいない ことは評価できるのではないか。
- ⑨ 地元の人たちとの納得のいく議論が必要であり、例えば、科学的な知識に基づいた 教育のできる公的な施設が必要なのではないか。

【3. 国際社会に対する発信に関して】

- ① 原子力の平和利用をめぐっては、国内と国際社会には意識のずれがあるのではないか。我が国における原子力の平和利用は国民の揺るぎない総意とも考えられるが、国際社会は日本の平和利用に対して疑惑の目で見つめているという現実を認識すべきではないか。外国の中でも日本の核保有を疑う声がある中で、閣僚の発言は十分に謹んでもらいたい。
- ② 海外からの核兵器保有の懸念に対しては、国内外において、我が国の平和利用の取組について更にアピールし、世界の中のモデル国家としてリーダーシップを執っていってほしい。さらに、国際協力という観点も含め、平和利用の取組について具体的に取り組んでいる事例も示してほしい。

→(この意見に対するコメント)

我が国が国連等の場において核軍縮及び核廃絶に向けて主導的に貢献していることは、我が国の平和利用をアピールする観点からも重要であり、さらに、このような活動について国内での広報活動を充実することも必要である。また、我が国の国際機関への関与として、拠出金の支出にとどまらず、我が国の意見の国際的な場での反映や人的資源による積極的な貢献がより一層必要である。

また、広島・長崎の原爆の日のニュースは、毎年全世界で必ず報道されるので、 この機会を大事に使って、我が国からの情報発信が可能なのではないか。

③ 原子力委員会には、北朝鮮情勢が緊張している今だからこそ、国際社会に向けて効

果的な広報を行い、平和利用を明確に訴えて説明責任を果たしてもらいたい。今は 踏ん張りどころなのではないか。日本の原子力委員会の考えについて目に触れさせ るべく、インターネット等を活用し、細かい工夫を重ねるべきと考える。

→(この意見に対するコメント)

原子力委員会又は原子力委員として、我が国の平和利用担保の説明や海外での核実験への抗議声明の表明をしてきているが、今後も、情報発信を継続するとともに、発信すべき情報の内容を吟味すべきである。例えば我が国の原子力利用については、非核三原則以前の大原則として原子力基本法があることを、最近の報道では正しく伝え切れていないのではないか。

【4. プルトニウム利用に関する透明性の確保に関して】

- ① 事業者によってプルトニウム利用計画が今年から公表されたことや、文部科学省等によって日本のプルトニウム保有量が公表されていることは、透明性を高める上で 歓迎すべき動きである。
- ② 今後も長期的に円滑に原子力利用を推進する上では、プルトニウムの利用が必要であるため、このような会を含め、プルトニウム利用の透明性や、平和利用担保の技術的な手法について、国内外への説明の機会を定期的に頻繁に持つことが必要ではないか。その姿勢自体が、我が国に対する信頼の確保に繋がるのではないか。
- ③ プルトニウムを増やさない工夫、可能な限り減らしていく努力をすべきではないか。 プルトニウム利用については、需要側だけの議論にとどまらず、供給側を調整する ということへも踏み込んでほしい。
- ④ 海外(英国及び仏国)の事業者と再処理契約して取り出されたプルトニウムの利用 計画を電気事業者が公表することやキログラム単位でのプルトニウム利用計画を 公表することによって、透明性を一層向上するべきである。

→(この意見に対するコメント)

海外で保管されるプルトニウムは、原子力委員会が2003年に決定した基本的な考え方では、燃料加工される段階で国内のプルトニウムに準じた措置を行うとしており、今後適切な時期に電気事業者より計画が公表されると認識している。また、事業者が「プルトニウム利用計画」で公表している「利用量(年間利用目安量)」は、詳細な装荷条件等が未定であることを考慮した100キログラム単位での目安量であり、また、「所有量」については実績値ではなく予想値であることから、これも100キログラム単位での報告に統一されている。なお、プルトニウム管理状況の報告において、国際プルトニウム指針では、IAEAに対して100キログラム単位で保有量を報告することとしている。

【5. 技術開発等による国内外の理解と信頼の向上に関して】

① 六ヶ所で抽出されるプルトニウムと軍事目的のプルトニウムとの性質の相違点や

軍事転用を困難にする技術的な処理などについて、技術的な問題を広く知らせていくことが疑問や疑惑に答えていく上で重要ではないか。核物質防護上、公表できない情報が多々あることは承知しているが、平和利用を叫ぶだけでは精神論に陥る恐れがある。技術的にも平和利用を担保していることを国民や国際社会に知らせることは、安心感や信頼感を生み出すことにもつながるため、できる限りの情報を公開してもらいたい。

② 六ヶ所再処理工場でもウラン・プルトニウム混合脱硝技術が採用されているが、M O X がプルトニウム単体と違って核不拡散性に本当に優れているのか、疑わしいと思っている。

→(この意見に対するコメント)

IAEAが採用している保障措置基準において、保障措置上の査察業務量を決めるときの目安とされている「適時性目標」としてプルトニウムもMOXも同じ転換時間(異なった形態の核物質を核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間)を用いていることは事実である。(なお、IAEAが採用している転換時間は、出発物質の形状によって幅があるが(酸化プルトニウム及びMOXでは、 $1\sim3$ 週間)、MOXの場合はプルトニウム単体の場合よりも転換時間が長いとされている。) 東海再処理工場の運転に際して行われた日米交渉においては、米国は混合転換をすることでより核拡散抵抗性が増すという認識で東海再処理工場の運転を認め、六ヶ所再処理工場でも同技術が採用されている。

③ そもそも原子力発電は軍事利用技術を民生用に転用したものであり、民生用で発展した技術が再び軍事技術へ応用されていくということは容易にあり得ることではないか。特にウラン濃縮や再処理の技術は軍事技術とかなり密接に関わる可能性があるのではないか。

→(この意見に対するコメント)

原子力の平和利用を確保するため、核物質が軍事転用されていないことを検認する保障措置が実施されている。また、我が国が原子力資機材・技術の移転を行うに当たっての輸出管理の厳格な実施等については、今後、原子力政策大綱の「国際的取組の推進」における領域で検討する。

そのほか、会議の運営等に関し以下のご意見があった。

- ① 今回のような会を開いたことについては評価をしたい。会の開催は非常に有意義だと思うので、できるだけ分かりやすく、回数を重ねてやってほしい。
- ② 「原子力の平和利用の担保」というテーマが余りにも大き過ぎてついていけない部分があるため、少し的を絞って時間を取れる場があれば良いと思う。
- ③ 原子力について国民の裾野を広げるという観点からも、今回の会の開催案内や参加募集、地元行政機関と連携した広報等において、方法を更に工夫すべきだったのではないか。

④ 会の開催を周知するホームページについて、レイアウトの工夫や、資料へのアクセスの容易化、ファイル容量の軽減化などを心掛けてほしい。関係者以外はほとんど原子力委員会のホームページも見ないのではないか。

(2) 部会長から以下のとおり総評があった

- ① 原子力委員会の活動として、原子力の平和利用の担保についてこのような会を開催したのは初めてと思う。平和利用の担保は原子力利用の大前提であり、1つの極めて重要な政策課題として絶えずこの問題を掘り起こしていくため、原子力政策大綱においても1つの政策分野として取り上げて議論を行った。今回、「平和利用の担保」についてほとんど聞いたことがないとの率直な意見を聴いたことで、原子力委員会が今後取り組むべき課題が明確になったのではないか。その意味でもこの会は大変有意義であった。
- ② 非常に活発に、原子力委員会の政策遂行に係る問題点を的確に御指摘いただいたと考えている。頂いたご意見を踏まえて今後の評価部会の報告につなげたい。皆様の御協力に心から感謝を申し上げたい。

以上